

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成 16 年旭医大達第 53 号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後			現行		
(略)			(略)		
<u>附 則</u>					
この規程は、令和4年11月29日から施行し、改正後の別表1は、令和4年11月1日から適用する。					
別表			別表		
1 保険適用外の料金			1 保険適用外の料金		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
先進医療料	ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）	29,700	先進医療料	ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）	29,700
	ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術	43,230		ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術	43,230
	子宮内膜受容能検査 ₁	93,830		子宮内膜受容能検査	93,830
	子宮内細菌叢検査 ₂	<u>35,750</u>		子宮内細菌叢検査	<u>38,390</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【改正理由】					
先進医療の「子宮内膜受容能検査」と「子宮内細菌叢検査」がそれぞれ					

れ「子宮内膜受容能検査1」と「子宮内細菌叢検査1」に名称変更されたこと、また、「子宮内細菌叢検査1」の取り下げおよび「子宮内細菌叢検査2」の届出が受理されたことに伴い、所要の改正を行うものである。